

一般財団法人熊本県教育会館 情報セキュリティ規定 平成27年5月14日施行

(目的)

第1条 本規程は、熊本県教育会館（以下「会館」という）が取り扱う個人情報を含めたすべての情報資産を適切に管理するための基本事項を定めるものである。

(適用範囲と適用者)

第2条 本規程の適用範囲は、コンピューターシステムにより処理されるか否か、書面に記載されるか否かを問わず、会館の情報資産に関連する人的・物理的・環境的すべてのものとする。

2 本規程の適用者は、会館の情報資産を取り扱う会館の役員及び職員に対して適用する。又、会館の情報資産を取り扱う業務を外部に委託する場合、及び委託労働者を受け入れる場合等も、この規程の目的とするところに従って、会館の情報資産の適切な保護を図るものとする。

(セキュリティ組織体制)

第3条 会館の情報資産を適正に運用するため、情報セキュリティマネジメントを推進する組織体制を構築する。このセキュリティ組織体制は、個人情報保護基本規程の組織体制を組み込んだ、会館の情報資産の総合的な管理・運用・検証機能を持つものとする。

2 セキュリティ統括責任者を会館の専務理事（業務執行理事）とし、厚生情報センターと一体的な組織体制の下に運用するものとする。

(セキュリティ管理委員会)

第4条 前条のセキュリティ組織体制の構築のため、セキュリティ管理委員会を設置する。

2 セキュリティ管理委員会の委員長は、セキュリティ統括責任者とする。

3 委員長は、本規程の目的達成の為に必要な委員会組織を整え、委員会運営を行う。

(教育)

第5条 セキュリティ統括責任者は、会館の情報資産の保護及び運用に関する教育・訓練を定期的に実施しなければならない。

2 職員等は、会館の情報資産の保護及び運用に関する教育・訓練を定期的に受けなければならない。

(罰則)

第6条 法令及び本規程に故意又は重大な過失により違反した職員に対しては、就業規則の定めるところにより懲戒等の必要な措置をとるものとする。

(細則)

第7条 本規程の運用に必要な細則等は、別に定める。

(規定の改廃)

第8条 本規程の改廃は、理事会において行う。

附則 本規程は、平成27年5月14日より施行する。

一 平成27年5月14日 第10回理事会にて制定